

商マ第48号  
令和2年8月12日

各部局長 殿

商工労働部長  
(公印省略)

沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー制度の周知について（依頼）

商工労働部では、県内事業者新型コロナウイルス感染拡大防止ガイドラインの徹底を促し、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止と経済社会活動との両立を図るため、感染防止対策に自ら取り組む事業者に対して「感染防止徹底宣言ステッカー」を発行しています。

本制度は、発行されるステッカーを店舗等で掲示していただき、県民等が安心して利用できる施設であることを周知することで、「新しい生活様式」下においても事業者の収益確保に繋げる取組の一環として実施しており、感染拡大防止と経済社会活動の両立を図るためには、多くの県内事業者の参加が必要となります。

つきましては、別添のとおり資料をお送りしますので、貴部局所管の組合や団体等に対し、標記制度の周知についてご協力いただきますようお願いいたします。

マーケティング戦略推進課  
担当：吉永  
電話：894-2030  
E-mail：yoshingr@pref.okinawa.lg.jp

# 感染症防止対策徹底宣言の流れ

## 感染症防止対策に取り組む店舗運営者等

### 申請の流れ

- ①利用規約同意
- ②新型コロナ対策  
チェックリスト
  - ☑ 営業者、従業員の対応
  - ☑ 「三つの密」を避ける施設  
の対応
  - ☑ 施設の感染症防止対策
  - ☑ 利用者同士の対応
  - …etc
- ③施設情報を登録

### ①申請



### ③ステッカー掲示



### ②発行

### 「沖縄県感染症防止対策徹底宣言ステッカー」

[https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/marketing/new\\_corona/index.html](https://www.pref.okinawa.lg.jp/site/shoko/marketing/new_corona/index.html)

(問合せ先：がんばろう沖縄事務局)

← 運営・委託



沖縄県

# 「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー制度」 申込手続き

## 【電子申請の操作手順】

Internet Explorerの利用をお勧めします (Firefox、Opera、Safariについては機能の動作保証外です)

◇必ず【手順5】の[申込み]ボタンのクリックまで行ってください。途中で終わるとデータが送信されません。

◇利用者登録がお済みの方は、ログインして申請してください。

### 【手順1】

利用者登録がない方は「利用者登録せずに申込みの方はこちら」をクリック

利用者登録がある方はID・パスワードを入力 → 「ログイン」をクリック

### 【手順5】

①必要事項を入力

②「確認へ進む」をクリック

### 【手順2】

●利用者登録がない方  
利用規約に同意後、次の画面でメールアドレスを入力 → [完了]をクリック  
→届いたメールに記載されているURLをクリック  
→申請画面へアクセス

●利用者登録をされた方  
“利用規約”を確認後、「同意する」をクリック

### 【手順6】

①入力内容を確認

②「申込み」をクリック

### 【手順3】

①メールアドレスを入力

②「完了する」をクリック

### 【手順4】

電子申請システムから届いたメールに記載された「申請画面へのURL」をの申込画面へのURLをお届けします。

◆パソコン、スマートフォンはこちらから  
[http://s-kantan.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-okinawa-u/offer/completeSendMail\\_gotooffer.action?completeSendMailForm\\_template\\_num=0&t=1596179245854&user=uezuhyrky%40pref.okinawa.lg.jp&id=a0393254d92f11ca2a86f4bb2d96ec15](http://s-kantan.bizplat.asp.lgwan.jp/test-pref-okinawa-u/offer/completeSendMail_gotooffer.action?completeSendMailForm_template_num=0&t=1596179245854&user=uezuhyrky%40pref.okinawa.lg.jp&id=a0393254d92f11ca2a86f4bb2d96ec15)

上記のURLにアクセスして申込を行ってください。

### 【手順7】

申込完了画面が表示されると正常に送信され、申請完了です。

宣言ステッカーを印刷する場合は [PDFファイルを出力する] をクリックしてファイルをダウンロードして下さい。

送信後しばらくすると入力したメールアドレスへ「到達通知メール」が届きますのでご確認ください。  
 「eap-system-okinawa@s-kantan.com」からのメールを受信できるようにしてください。

電子申請のご利用ありがとうございました。

## 「沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー」登録フォームの利用規約

### 目的

第1条 この規約は沖縄県が運営する沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー（以下「ステッカー」といいます。）登録フォーム（以下「本フォーム」といいます。）の利用に関して、必要な事項を定めます。

### 定義

第2条 この規約において、次の各号に掲げる用語の意義は、以下のとおりとします。

#### (1) 沖縄県感染防止対策徹底宣言ステッカー

新型コロナウイルス感染症の拡大防止と経済社会活動の両立を図るために、事業者が実施している感染症対策を登録し、入手したステッカーを掲示することで、県民が安心して利用できる施設であることを周知するものです。

#### (2) 利用者

店舗運営者、イベント開催者その他不特定多数の者が利用する施設の運営者で、本フォームサービスを利用する個人又は法人をいいます。

### 利用規約の同意

第3条 利用者は、この規約に同意する必要があります。利用者が本フォームのサービスを利用した場合は、この規約に同意したものとみなします。

(2) 利用者は、この規約の趣旨を十分に御理解及び御承諾の上、本フォームを御利用ください。

### 申請

第4条 ステッカーの作成を希望する事業者は、登録フォームに必要な情報を入力し、ステッカーの発行又は送付申請を行ってください。

2 利用者は、次に掲げる事項の登録が必要です。この場合において、登録いただいた内容は、沖縄県のホームページ等において公表しますので、個人を特定できる情報の入力是不行わないでください。

- (1) 業種
- (2) 事業者名
- (2) 事業所名又は店舗名
- (3) 所在地
- (4) 電話番号

## (5) 店舗ウェブサイトのアドレス

### 申請要件

第5条 申請は、ステッカーを設置する施設又はイベントごとに行うものとします。

2 ステッカーの発行を受けた事業者は、施設等を利用する県民等が閲覧しやすい場所にステッカーを掲示するものとします。

### 利用者の通信環境等

第6条 利用者は、登録フォームサービスを利用する際に必要な全ての環境整備（パソコン等機器及び通信環境等をいいます。）を自己の判断と責任において準備するものとします。

### 免責事項

第7条 沖縄県は、申請を受けて発行したステッカーの内容並びに、本フォームにつき、事実上又は法律上の瑕疵（安全性、信憑性、正確性、完全性、有効性、特定の目的への適合性、セキュリティなどに関する欠陥、エラーやバグ、権利侵害などを含みます。）が無いことを明示的にも黙示的にも保証しません。また、沖縄県は申請者に対して、かかる瑕疵を除去してステッカーを提供する義務を負いません。

2 本フォームの利用及び利用できなかったことによって生じたトラブルやその他の損害について、沖縄県並びにサービス提供者は、故意又は重過失がある場合を除き、一切の責任を負いません。また、これらの情報等を利用して生じた申請者又は利用事業者又は第三者の損害に対して沖縄県並びにサービス提供者は一切の責任を負いません。

### 利用規約の改訂

第8条 この規約は、沖縄県の判断で改訂される場合があります。規約が改訂された場合は、沖縄県ホームページ上に掲載した時点から改訂後の内容が適用されます。

### 登録内容の変更等

第9条 利用事業者は、第4条第2項に掲げる事項に変更が生じた場合は、速やかに修正を沖縄県に対して申し出る必要があります。

2 登録した内容が虚偽であった場合その他沖縄県が不適切と判断した場合は、発行したステッカーの利用を禁止し、既に発行及び掲示したものは撤去及び廃棄を命じ、かつ、その旨を公表する場合があります。

## 禁止事項

第 10 条 沖縄県は、利用者に対し、次に掲げる行為を禁止します。また、悪質な場合には法的措置をとる場合があります。

- (1) 登録した情報又はステッカーを第三者に貸与、譲渡、販売又は再配布する行為
- (2) 発行されたステッカーを加工、編集又は改ざんする行為（デザインの改変を含まない拡大又は縮小による二次利用を除く。）
- (3) 有害なコンピュータプログラムを送信し、又は書き込む行為
- (4) 本フォームの運営を妨害し、又は信用を毀損する行為
- (5) 法令又は公序良俗に違反する行為又はそのおそれのある行為
- (6) 他人の権利又は財産若しくは人格的利益を侵害する行為
- (7) その他沖縄県が不相当と認める行為

2 沖縄県又はその指示を受けた者は、利用者の施設又はイベントを訪問し、感染防止対策を確認させていただく場合があります。

3 ステッカーの発行を受けた利用者は、本フォームで申請した感染予防対策実施内容を順守してください。申請した感染予防対策が実施されていない場合は、ステッカーの発行を取り消す場合があります。

## プライバシーポリシー

第 11 条 沖縄県は、第 4 条第 2 項にかかげる事項について次のとおり取り扱います。ただし、法令の規定に基づき、司法機関又は他の行政機関から提供の申出があった場合は、この限りではありません。

- (1) 利用者が登録した情報は、感染症拡大防止を目的として使用し、他の目的には一切使用しません。
- (2) 統計的に処理された本フォームの登録数、事業者名等の情報は公表することがあります。
- (3) 利用者が登録した情報は、沖縄県並びにサービス及びコンテンツの提供者が善良なる管理者の注意義務をもって管理します。

## 本フォームの終了

第 12 条 本フォームは、沖縄県が終了すると判断した場合は、事前の予告なく終了することがあります。

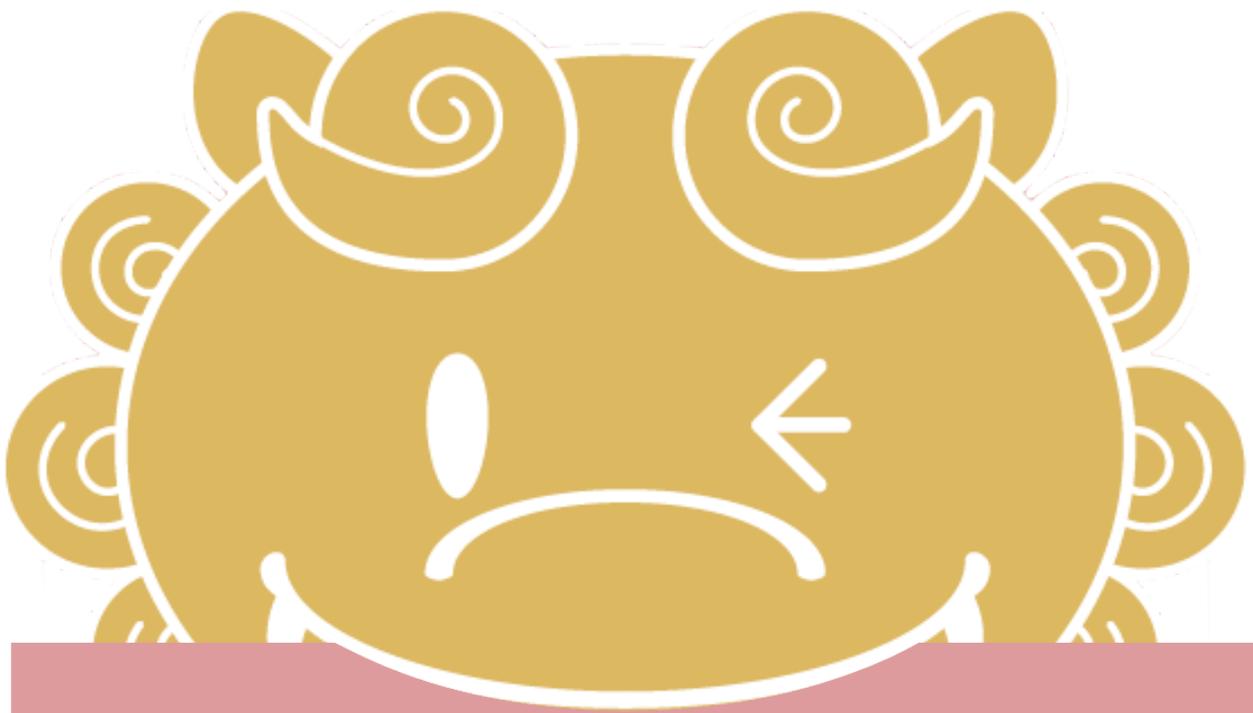
## 準拠法及び管轄裁判所

第 13 条 本規約は、日本法に準拠する。また、利用者と沖縄県の間で紛争が生じた場合、

那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

令和2年8月4日制定

# 感染防止対策 徹底宣言



新型コロナウイルス感染症拡大予防  
ガイドラインを遵守しています。

